

2020年3月24日

お客様各位

**DHL 緊急事態追加金に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて新型コロナウイルスの感染拡大の状況が厳しさを増すなか、DHL 社より ESS (Emergency Situation Surcharge:緊急事態サーチャージ/日本語仮称)を4月1日より導入させて頂くとの通達が入りました。

それに伴い DHL ネットワークを使用した弊社サービスを御利用の際は緊急事態追加金を加算させて頂く事となりました。

引き続き、弊社としましてはお客様へのご満足を頂けるよう、サービスの追求をしていく所存でございますので、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

適用開始日：4月1日以降の出荷分

手数料金額：2.51 kg以上の全ての貨物に課金されます（金額は下記参照）

適用サービス：DHL ルートを使用した当社輸出入サービス

ペガサスエコノミーネクスト（輸出）

ペガサスエコノミーインポート（輸入及びサードパーティー）

	課金方法	請求重量	追加金額	消費税	Total
Emergency Situation Surcharge (緊急事態追加金)	運送状あたりの 請求重量により 決定	2.5 kg 以下	追加金なし		
		2.51 - 30 kg	300 円	30 円	330 円
		30.1 - 70 kg	1,800 円	180 円	1,980 円
		70.1 - 300 kg	6,000 円	600 円	6,600 円
		300.1 kg 以上	24,000 円	2,400 円	26,400 円

※ 緊急事態追加金は、日本からの輸出サービスのみ課税となり、海外からの輸入サービス、および日本を経由しない三国間サービスについては非課税となります。

本件に関するご質問、ご不明点につきましては、営業担当までお申し付けください。

以上